

[エネリックでんき・ガスプラス割定義書]  
(付帯型)

2024年5月1日実施

河原実業株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

エネリックでんき・ガスプラス割定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社と液化石油ガス供給契約を締結しているお客さま、または、ガス小売供給約款にもとづきガス供給のご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款「低圧」（以下「需給約款」といいます。）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。記載のない事項および用字用語については、需給約款の定めるところによります。

また、この定義書と需給約款及び契約メニューで異なる定めをした場合は、この定義書の内容が需給約款に優先するものとします。

### 1 対象となるお客さま

お客さまは、当社が申込日において公開する需給約款および契約メニューを需給契約の内容とすることに同意したうえで、この定義書の適用を申し込むものとし、2（契約の成立および契約期間）(1)の定めに従い需給契約が成立したときは、この供給条件も需給契約の内容となるものといたします。

なお、申込みには、次のすべての条件を満たすことが必要となります。

- (1) 同一の需要場所において、当社との液化石油ガス販売契約またはガス小売契約（以下「ガス小売契約」といいます。）と需給約款にもとづく需給契約を締結し、当社が指定する契約メニューが適用されていること。
- (2) 上記ガス小売契約にもとづくガス料金を口座振替またはクレジットカード払いでお支払いいただく手続きが完了しており、電気料金およびガス料金を一括してお支払いいただけること。
- (3) 当社が電磁的方法（情報技術を利用した Web、電子メール等をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限りません。）を開始した場合、原則としてその適用を受けること。

### 2 契約の成立および契約期間

- (1) エネリックでんき・ガスプラス割（以下「プラス割」といいます。）

は、需給約款にもとづく電気の需給契約を契約され、当社との協議が整ったときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、プラス割が成立した日から、プラス割が成立した際に現に契約している電気の需給契約の契約期間の満了日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から特段の意思表示がない場合は、プラス割は、契約期間満了後も、契約期間満了の際現に契約している契約期間に応じて、同一条件で継続されるものといたします。

### 3 料金の適用開始

料金の適用開始日は、プラス割が成立した際に現に契約している電気の需給契約による電気料金の適用開始日といたします。

## 4 料 金

(1) 当社は、需給約款にもとづく需給契約により算定された電気料金から(2)の割引額を差し引きます。ただし、差し引いた結果が負となる場合には、電気料金を0円といたします。

(2) エネリックでんき・ガスプラス割引額

1 契約につき	220円(税込)
---------	----------

### 5 エネリックでんき・ガスプラス割の消滅

(1) 当社は、お客さまが1(対象となるお客さま)に該当する電気の需給契約を廃止しようとする場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日に、プラス割を廃止いたします。

(2) 当社は、次の場合には、プラス割を解約することがあります。

イ 1(対象となるお客さま)に定める条件を満たさなくなった場合

ロ 需給約款31(解約等)に準じて当該需給契約を解約する場合

## 6 供給条件の変更および廃止

(1) 当社は、お客さまの利益に適合する場合または供給条件の目的に反しない次の場合に、この供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の料金その他の供給条件が適用されることをお客さまに承諾していただきます。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

(変更例)

イ プラス割内容の変更・廃止

ロ 違法、不法行為または不当行為を防止するための禁止事項の追加または権利の制限

ハ サービスの品質を維持するための料金の変更

(2) この供給条件を変更するときは、電磁的方法等により本供給条件を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期等を周知するものとします。

(3) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ電磁的方法等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

## 7 その他

その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実施 期 日

この供給条件は、2024年5月1日から実施いたします。